

働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ 職場でつらい思い、していませんか？

■事業主からの不利益取扱い



「産休・育休は認めない」と言われた。

妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた。

切迫流産で入院したら「もうこなくていいから退職届を書け」と言われた。

妊娠を伝えたら「次の契約更新はしない」と言われた。

正社員なのに、妊娠したら「パートになれ」と言われた。

妊娠・出産・育児休業・介護休業などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律*で禁止されています。

*男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

山口労働局雇用環境・均等室へご相談ください！
(匿名でも大丈夫・ご相談は無料です)

〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎 2号館

山口労働局雇用環境・均等室

083-995-0390

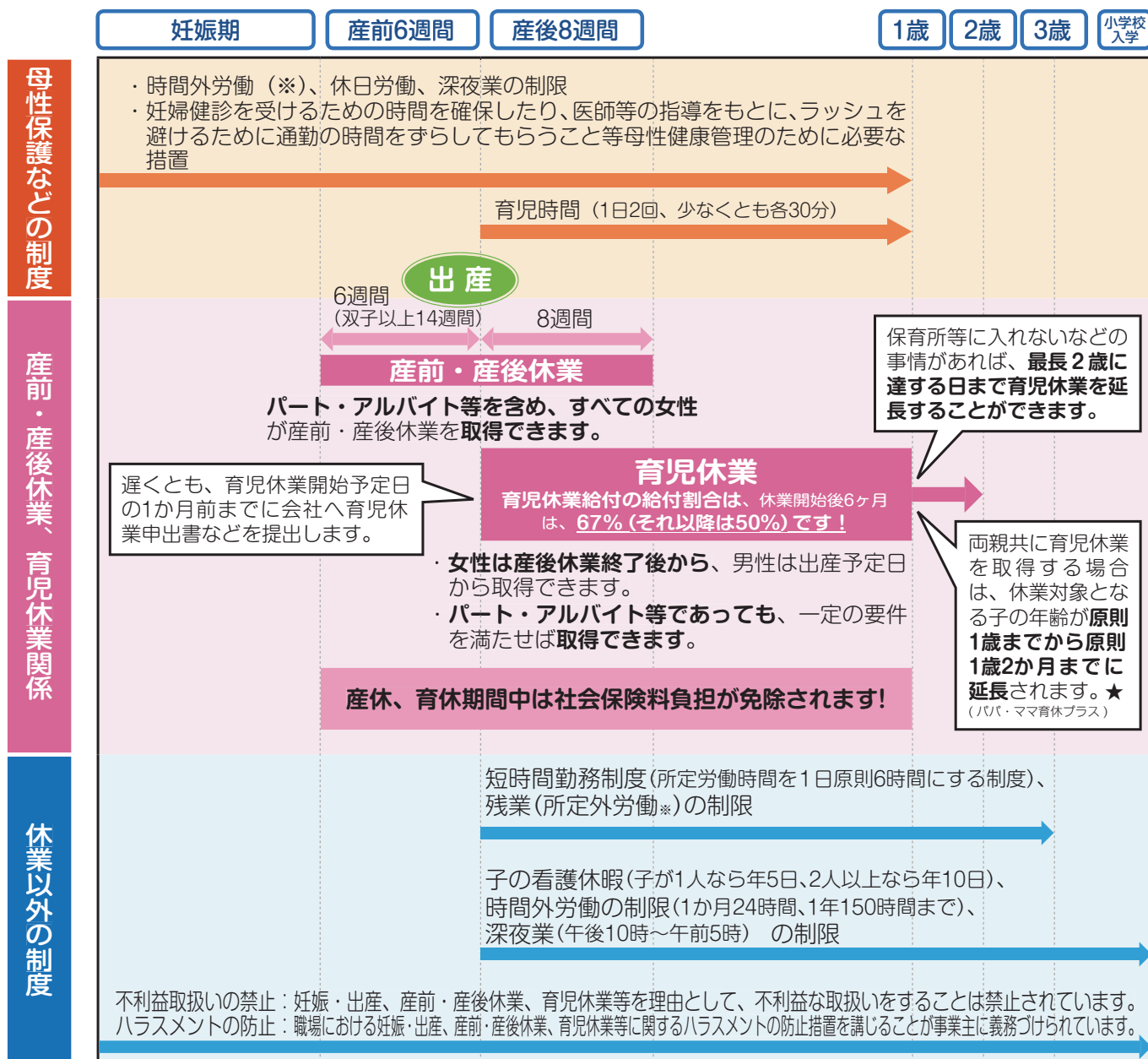
受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

- 妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります。
(母子健康手帳でも紹介されていますので、ぜひ読んでみてください)
- パート、派遣、契約社員など雇用期間の定めがある方(有期契約の方)も産休が取得できます。
また、一定の範囲の方は、育児休業や介護休業も取得できます。
- 育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も利用することができます。
→『男が育児休業なんてとるのか。人事考課で減点する。』などと言われ、
制度を利用させてもらえなかった。
といったことはありませんか？ **あきらめずに山口労働局に相談してください！**



厚生労働省 山口労働局 雇用環境・均等室

～ 妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度～



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。

残業（所定外労働）：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

★ただし、育児休業が取得できる期間は1歳2か月までの間の1年間です。

◎母性健康管理、育児休業制度などについてもう少し詳しく知りたい方は、

- 妊娠・出産に関する法制度等についての情報提供サイト
「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」
(<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>)



◎妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてもう少し詳しく知りたい方は、

- 「妊娠したから解雇」は違法です (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088308.html>)

◎母性健康管理（妊娠・出産）や育児休業等の取得に関して職場でのトラブルにお困りの方は、

- 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために（厚生労働省ホームページ）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/)
また、山口労働局雇用環境・均等室（表面参照）へご相談ください。

◎地域の保育情報や育児休業復帰後に利用できる制度などについて知りたい方は、

- 「仕事と育児 カムバック支援サイト」(<https://comeback-shien.mhlw.go.jp/>)